

過疎地域における固定資産税の課税免除制度について

本市における産業と雇用機会の拡大を図り、もって市勢の伸展と市民生活の向上に資することを目的に、令和3年4月1日以降に一定の事業用資産を取得した特定の事業所・個人に対して、最大3年間、固定資産税を免除します。（都市計画税は除きます。）

対象地域	五條市全域
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等で青色申告をしている法人（事業所）又は個人
対象設備	建物、償却資産（機械・装置）、土地 ※取得または製作もしくは建設。建物については増築、改築、修繕又は模様替えの工事による取得または建設 ※資本金5,000万円超の法人は新設・増設のみ
要件	取得価格の合計額が500万円以上 ※製造業、旅館業については、資本金5千万円超の場合は取得価格1千万円以上、資本金1億円超の場合は取得価格2千万円以上
免除期間	課税免除を行った年度から最大3年間
適用期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの取得に限る

※既存施設の取替え又は更新のために生産設備等の増設をした場合で、それにより生産能力、処理能力が相当程度（おおむね30%以上）増加した部分については、新增設とみなします。

（1）土地

- ・取得の日（契約日）の翌日から起算して、1年以内に家屋の建設着手があった場合に限りです。
- ・事業の用に供されている部分で、対象家屋の垂直投影面積分に限りです。

（2）家屋

- ・事業の用に供されている部分に限りです。

（3）償却資産

- ・事業の用に供される「機械及び装置」に限りです。
- ・取替え又は更新のために工業生産設備の取得等した場合で、その取得等により生産能力が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該工業生産設備のうち、その生産能力が増加した部分に係るもののみ対象となります。

【提出書類】

（1）個人

- ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し、同法第149条に規定する青色申告書に添付すべき貸借対照表及び損益計算書の写し並びに同法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産の償却費の額の計算に関する書類
- イ 条例第2条第1項に規定する特別償却設備の所在する事業所全体の平面見取図
- ウ 特別償却設備の所在する事業所の年次別建設計画及び実績概要書
- エ 当該機械装置用途説明書
- オ 製造工程表及び工程別償却資産配置図
- カ 売買契約書の写し（土地又は家屋の場合）
- キ 旅館業の用に供する特別償却資産を設置した者にあつては、当該特別償却設備に係る旅館業営業許可証の写し
- ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（2）法人（事業所）

- ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書に添付した減価償却資産の償却費の額の計算に関する明細書の写し又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第52条の3第8項に規定する特別償却準備金として積み立てた金額の計算に関する明細書の写し
- イ 上記「個人」におけるイからクまでに掲げる書類

【申請期限】

対象資産を取得した翌年（新たに課税される年）の3月31日まで

五條市役所 税務課 固定資産税係

〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

電話番号 0747-22-4001（内線 257・258）